

Title	AI技術をめぐる日本の科学技術法政策の動向と本質的課題：AI新法を事例として
Author(s)	中山, 敬太
Citation	年次学術大会講演要旨集, 40: 814-817
Issue Date	2025-11-08
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	https://hdl.handle.net/10119/20238
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



AI 技術をめぐる日本の科学技術法政策の動向と本質的課題 —AI 新法を事例として—

○中山敬太（早稲田大学）

1. はじめに(本報告の目的など)

本報告は、2025年6月4日に施行した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(AI 推進法または AI 新法と呼ばれる)を事例として、AI 技術をめぐる日本の科学技術法政策の動向とその本質的課題を追究した内容である。この AI 推進法は、懸念されている AI のリスクに対応し、より一層の AI 研究開発やその利活用を推進するため制定されたが、一体具体的にどのような内容(法構造等を含む)となっており、いかなる根源的な課題があるのかを関連する先行研究等を踏まえ検討・考察し、今後の先端科学技術政策をめぐる政策的示唆を示すことを本報告の目的とする。

2. AI 推進法の概要¹

○本報告で具体的な事例として取り上げる 2025 年 6 月 4 日に公布・一部施行(AI 戦略本部の設置に係る規定等を含め全面施行は同年 9 月 1 日)された AI 新法は、内閣府が主管省庁であり、法目的、定義、基本理念、各種責務(連携の強化等を含む)、基本的施策、人工知能基本計画²、そして人工知能戦略本部の全 28 条及び附則 2 条で構成され、「AI の開発促進や規制に関して日本が国内法を整備したのは初めて」³である。

AI 推進法の制度趣旨としては、「人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法(中略)及びデジタル社会形成基本法(中略)その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」(同法 1 条)を法目的としている。この法目的では「人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術」であると前提を明記し、そのうえで①「基本理念」や②「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項」という基本的事項を定め、「人工知能戦略本部」を設置することを求めている。また、最終的な達成目標として、①「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進」をすること、そして②「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与」することを掲げていると言える。

また、AI 推進法では、AI 技術(「人工知能関連技術」)に関して、「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術」(同法 2 条)と定義している。この定義規定に鑑みると、本法で対象としている AI 技術は必ずしも生成

¹ 内閣府「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI 法)」(https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html : 最終閲覧日 2025 年 9 月 29 日)を引用・参照する。なお、本稿では、本報告で具体的に検討をする課題に関する AI 推進法の概要等を中心に概説している。

² この点、現在「人口知能基本計画骨子(たたき台)」が出されている段階である。内閣府「人口知能基本計画骨子(たたき台)」(https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aiplan2025_draft1.pdf : 最終閲覧日 2025 年 9 月 24 日)

³ 日本経済新聞(2025 年 5 月 28 日)「AI 技術の開発・活用を推進、悪用事業者は国に調査権 初の法整備」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA270UW0X20C25A5000000/?msockid=0e77090e6cfc689723711f086d0669d9> : 最終閲覧日 2025 年 9 月 24 日)

AI 技術だけに限定されず、より幅広い情報処理システムが包含されていることが分かる。その他、本法で対象となる事業者(「活用事業者」)に関しては、「人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者」(同法 7 条)と明記されており、AI 技術の「開発」者、「提供」者、そして「利用」者の全てが「活用事業者」に含まれることを意味する。

AI 推進法における「基本理念」(同法 3 条)としては、大別して 4 つの大きな柱がある。第 1 に、自国での AI 研究開発能力の保持を掲げている点である。具体的には、「我が国において人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持する」や「人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させること」が謳われている。第 2 に、AI 技術の基礎研究から活用までの総合的かつ計画的な推進である。この点に関しては、「人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階の関係者による取組が相互に密接な関連を有する」と明記している。第 3 に、適正な研究開発・活用のための透明性の確保である。そして第 4 に、AI 技術めぐり国際的協調の下に推進し、国際協力において主導的な役割を果たすことが掲げられている点である。このような基本理念に基づき、上述したような各種責務(国、地方公共団体、研究開発機関、活用事業者、国民)、基本的施策、人工知能基本計画の策定、そして人工知能戦略本部の設置に関する規定が設けられている。具体的に、国の責務(同法 4 条)として、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定」や「行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進める」ことが掲げられている一方で、地方公共団体の責務(同法 5 条)では「国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定」することを明記しているのは、「国との適切な役割分担の下」で「自主的な施策を策定」することが想定されている点は特徴であると言える。また、AI 推進法では、「研究開発機関の責務」(同法 6 条)を設け、「活用事業者の責務」(同法 7 条)として、基本理念への準拠とともに「自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努める」(努力義務)と国や地方公共団体の施策への協力義務を求め、国が実施する AI 技術に関する調査及び研究等の結果に基づき、「研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずる」ことができる旨の規定(同法 16 条)が設けられているのも特徴の一つと言える⁴。

3. AI 推進法の本質的課題

このような AI 推進法の内容等を踏まえ、まだ同法が制定・施行されてから間もない段階ではあるが、一体どのような制度上の問題や科学技術法政策上の本質的課題があるのかを検討する。なお、以下では、不確実性を伴うリスクが懸念されている AI 技術をめぐり、今後生じ得る可能性のある課題に関しても付記している。

この AI 推進法は、上記 AI 推進法の概要でも示したように、「活用事業者の責務」規定では努力義務や協力義務に留まっており、一種の強制力を伴う罰則規定等が設けられていない。この点は、確かに AI をめぐる日本の研究開発力の低下を防ぎ、国際競争力を阻害しないように配慮する上では重要な法政策上の視点となる。しかし、AI 関連の研究開発機関や事業者にとって、例えば「どこまでが合法なのか」(合法か違法かの境界も明確な線引きが法律上も議論になる)、「どの点に配慮し注意していかなければならないのか」が不明確であることから、逆に事業者等の AI をめぐるイノベーションの阻害要因となり得る可能性を否定はできない。

また、AI のブラックボックス化の問題とも繋がるが、本法からは各種責任の所在が不明確であるという点が課題として残る。具体的には、AI 関連技術が用いられた製品・商品・サービス(機能を含む)等により人的被害(健康や生命への悪影響)が生じた際に、一体どの主体(研究開発者、事業者、所有者など)が責任を負うのかが法制度上、その責任の所在が不明確である点が問題として残っている点である。この点、例えば、AI 機能を搭載した自動運転車や AI ロボットによる医療(AI 医療)等の分野では、各々の当該領域・分野にて議論が進んでいるものの、本法では責任の所在をめぐる包括的な枠組み等が示されて

⁴ この点、附帯決議で、「当該事業者等に係る営業秘密等の知的財産の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めるように留意すること」が言及されている点は参考になる。参議院内閣委員会(2025 年 5 月 27 日)「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議」(https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hou_sangiin_futai.pdf : 最終閲覧日 2025 年 9 月 27 日)

いない点は今後の解決しなければならない重要な課題として未だ残る結果となっていると言える。

さらに、とりわけ既述の通り本法 4 条(国の責務)にて、「国は、行政事務の効率化及び高度化を図るために、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進める」ことが求められているが、当該 AI 関連政策等において、本法 9 条の「連携の強化」はも設けられているが、省庁間の連携等を行っていく必要性は謳われておらず、本法の主觀省庁は内閣府ではあるものの、例えば総務省や経済産業省等との連携は今後必要になっていくことが予測されるが、(国の)行政の縦割り構造が露呈していく可能性があると言える。その他、AI 技術をめぐる国際的なルールとの整合性を担保するうえでも、法整備の「標準化」等も考え得る課題となるだろう。

4. おわりに

以上の内容を踏まえると、日本はこれまで事業者や業界団体による AI 倫理ガイドラインや AI 倫理指針という法的拘束力のない一種の「ソフトロー」で対応をしてきた。しかし、AI 新法という「ハードロー」を制定したことにより、本法を基盤に様々な産業等の分野・領域の業法等の個別法への波及的効果を含め AI 技術に対する管理・規制体制が整備されていくことが予測される。そのような意味において、今回の AI 推進法の制定は、AI 技術をめぐる不確実性を伴うリスクに対する法的予防措置を講じることが検討されてるような状況下で、今までの「ソフトロー」だけではなく「ハードロー」を整備することで、行政機関としてアクションを起こしていくための法的根拠が設けられたことは意義があると言える。

また、この AI 推進法はあくまで AI 関連の「基本法」という位置づけであり、「活用事業者」に対する義務規定(努力義務規定)は、実質的に本法 7 条(活用事業者の責務)だけに留まり、全 28 条で「国」を主体(主語・名宛)とする条文が多い傾向があるため、確かに AI に関する事業者の研究開発力やイノベーション及びその国際競争力等を阻害しないような法整備が行われた側面は否めないが、このような点は科学技術法政策上も法的許容性と法的妥当性を担保していくうえでも重要な観点であると言える。AI 推進法の附則 2 条でも「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する諸施策についての国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定しているように、リスクベース規制⁵の考え方を取り入れられている点は、その実態把握等を踏まえ、今後の動向等を追究していく必要がある。

本報告に関連する主な近年の参考文献

- ・中山敬太(2024)「AI 技術の ELSI マネジメント上の「不確実性」と「イノベーション」のあり方に関する一考察—「倫理的不確実性」の対処から「法のイノベーション」の促進へ—』『場の科学』 Vol.4、No.1
- ・中山敬太(2024)「先端科学技術政策におけるテクノロジー・アセスメントの法制度設計に関する一考察—環境アセスメントとの関係性と「不確実性アセスメント」の観点から—」『社学研論集』 Vol.43
- ・中山敬太(2023)「不確実性を伴うリスクに対する「ナッジ」が果たす環境法政策学上の役割—先端科学技術のリスク政策における「予防原則」と「ナッジ」の相乗効果—」『環境法政策学会誌』 Vol.26
- ・中山敬太(2023)「環境リスクに対する日本の不確実性行政における「予防原則」の適用可能性と課題—法政策学上の「責任」構造の転換と「不確実性」の転換の観点から—」『場の科学』 Vol.2、No.3
- ・中山敬太(2023)「日本のリスク行政における「予防原則」の適用可能性—環境行政上の法政策の観点から—」『社学研論集』 Vol.41
- ・中山敬太(2022)「萌芽的科学技術の科学的不確実性を伴うリスクに対する規制対象の区分に関する検

⁵ この点、附帯決議にて「AI のリスクへの対応について、常に最新の知見の情報収集に努め、必要な対応について不断の検討を行うこと。また、既存の法令やガイドライン等によっては対応が困難な新たなリスクが顕在化した場合においては、そのリスクの程度に応じて規制の度合いを変えるリスクベースアプローチに基づいた規制的措置の導入も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずること」ことが決議されている。参議院内閣委員会(2025年5月27日)「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議」(https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hou_sangiin_futai.pdf : 最終閲覧日 2025年9月27日)

討—ナノテクノロジー規制を事例とした『テクノロジー規制』の日本への示唆—」『場の科学』Vol.2、No.1

- ・中山敬太(2022)「先端科学技術の不確実性政策における「法」と「倫理」の隣接点—不確実性マネジメントにおける「ナッジ」によるナラティブ・アプローチの観点から—」『場の科学』Vol.2、No.2。
- ・中山敬太(2022)「リスク意思決定に対する不確実性情報の管理に関する有効性の検討—科学的不確実性と社会的不確実性の細分化の観点から—」『場の科学』Vol.1、No.3
- ・中山敬太(2021)「日本の科学技術基本計画における予防的リスク対応の歴史的変遷—バイオテクノロジーとナノテクノロジーの事例を踏まえて—」『社学研論集』Vol.38。